

薬生監麻発 0809 第 9 号  
令和 5 年 8 月 9 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局  
監視指導・麻薬対策課長  
（ 公 印 省 略 ）

### 危険ドラッグ販売店舗等に対する実態調査について

いわゆる危険ドラッグに係る指導取締りについては、「薬事監視指導要領」、  
「危険ドラッグに対する無承認医薬品としての指導取締りの強化について」（平  
成 26 年 8 月 29 日付け薬食発 0829 第 1 号厚生労働省医薬食品局長通知）及  
びその他関連通知等（以下「通知等」という。）に基づき、各都道府県警察と連  
携し、実施いただいているところです。

今般、同一成分を含有する危険ドラッグ（以下「当該危険ドラッグ」という。）  
を摂取したとされた後に救急搬送された事例が少なくとも全国で 9 件報告され  
たことを受け、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する  
法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 76 条の 8 等の規定に基づき、当該危険ドラ  
ッグである疑いがある物を販売した店舗に対して立入検査等を実施するととも  
に、本年 7 月 25 日に当該危険ドラッグに含まれる成分について、同法第 2 条第  
15 項の規定に基づき指定薬物として指定したところです。

立入検査等の過程において、当該危険ドラッグの販売店舗の存在が確認され  
たことから、改めて通知等に基づき、危険ドラッグに係る指導取締りを実施いた  
だくとともに、危険ドラッグに関する状況を把握する観点から、当分の間、危険  
ドラッグ販売店舗の営業状況等について下記のとおり報告いただきますようお願い  
いたします。

### 記

#### 1 報告いただく内容

##### (1) 危険ドラッグ販売店舗に関する情報

危険ドラッグの取扱いが認められた店舗の名称・所在地及び販売形態

(固定又は露店・ネット等でのみの店舗・両者を営む店舗)

(2) 危険ドラッグに起因する健康被害情報

危険ドラッグの摂取を起因することが疑われる事例について、発生日、健康被害を受けた者に関する情報(年代・性別・状況及び症状)、危険ドラッグに関する情報(摂取製品・購入先)

2 報告期日

四半期(4～6月、7～9月、10～12月、1～3月)ごとに、その期間の満了の翌月15日

なお、現時点における状況を把握する観点から令和5年8月中に把握した情報については、同年9月15日までにご報告いただきたい。

3 報告先

各地方厚生(支)局麻薬取締部(支所)

4 備考

「危険ドラッグ」とは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらをいう。)又は指定薬物(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第15項に規定する指定薬物をいう。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する成分及びこれらの成分を含有する物品を指します。危険ドラッグに含まれる成分として、以下のようなものが考えられ、CBDは含まれません。

- ・THC系(THCB, THCHO, THCP0 など)
- ・HHC系(HHCH, HHCHO, HHCP0 など)
- ・LSD系(1D-LSD など)